

通所介護事業所
介護予防通所サービス事業所
共生型生活介護事業所

運 営 規 程

(事業目的)

第1条 株式会社REHA・LIBEROが設置する生活機能強化型デイサービス DEKIRUスタジオ リハ・リハ（以下「事業所」という）において実施する指定通所介護事業、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所サービス事業、共生型生活介護の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者が、要介護状態または要支援状態等にある高齢者に対し、指定通所介護、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防通所サービス事業、（以下「通所介護等サービス」という。）及び障害者に対する共生型生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、心身機能の向上・維持を図るため、適正なサービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 当事業所の介護従業者は、要支援者、要介護者等の心身及び障害者の障害の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう歩行、起座動作、排泄などの介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 当事業所は、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅支援事業所、介護保険施設、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設との連携に努める。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名 称： 生活機能強化型デイサービス DEKIRUスタジオ リハ・リハ
2. 所在地： 兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目5-17

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

職 種	人 数	職務内容
管 理 者	1名	本事業と従業者の管理及び業務を一元的に行う。個別サービス計画、個別支援計画（以下、「個別サービス計画等」という。）の作成を行う。

		(介護職員と兼務、又は生活相談員と兼務)
生活相談員	2名以上	利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
介護職員	3名以上	利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
看護職員	2名以上	利用者の健康管理、機能訓練補助に従事する。
機能訓練指導員	3名以上	利用者の機能訓練に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日：月曜日から土曜日までとする（但し、12月30日～1月3日を除く）。

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

サービス提供日時：

通所介護等サービス：月曜日から土曜日（但し、12月30日～1月3日を除く）

午前9時30分～午後4時30分

共生型生活介護：月曜日から土曜日（但し、12月30日～1月3日を除く）

午前9時30分～午後3時30分

(通所介護等サービス及び共生型生活介護の利用定員)

第6条 利用者の利用定員は次の通りとする。

月曜日～土曜日 通所介護等サービス及び共生型生活介護を合わせて1日20人とする。

(通所介護等サービスの内容及び料金その他の費用の額及び共生型生活介護の内容及び受領する費用の種類及びその額)

第7条

1. 通所介護等サービスの内容は次の通りとし、通所介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、神戸市が指定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（利用者の所得によっては2割または3割）の額とする。

共生型生活介護を提供した際は、個別サービス計画等に従って当該サービスを提供した場合の利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 日常動作訓練
- ② 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- ③ 健康チェック
- ④ 機能訓練
- ⑤ 食事の提供
- ⑥ 入浴

⑦ 送迎

2. 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の実費相当額を利用者から受けるものとする。

①食事、飲み物を希望された場合に要する費用

○昼食費…790円／1食（うち食材費469円）

○持ち帰り弁当費…790円／1食

通所介護等サービス

○嗜好飲食費①：ミネラルウォーター…110円／日

○嗜好飲食費②：ミネラルウォーター、コーヒー、紅茶等…220円／日

○嗜好飲食費③：ミネラルウォーター、コーヒー、紅茶等、おやつ…330円／日

共生型生活介護

○嗜好飲食費④：ミネラルウォーター…33円／1杯

○嗜好飲食費⑤：コーヒー、紅茶、粉末飲料…66円／1杯

○嗜好飲食費⑥：おやつ…110円／1個

②活動費：レクリエーションや外食の際に必要とする経費は行事毎に実費を徴収

③複写物の交付：写真・1枚44円・書類関係{1枚11円・カラー33円}等交付した際に必要とする費用

④オムツ代：尿取りパット1枚31円・オムツ1枚165円・リハビリパンツ1枚157円

⑤交通費：利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用{2km未満までは110円、以降1kmを超える毎に110円}が加算

⑥利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護等サービスに係る居宅介護サービス基準額又はサービス必要基準額を超える費用。前号に掲げるもののほか、通所介護等サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担してもらうことが適当と認められる費用。

ただし⑥に関して共生型生活介護は除く。

3. 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

神戸市須磨区禅昌寺町、永楽町、神撫町、明神町、川上町、養老町、宝田町、菊池町、前池町、飛松町、板宿町、大手町、平田町、権現町、堀池町、東町、戸政町、中島町、若木町、奥山畑町、上細沢町、高尾台、離宮西町、離宮前町、月見山町、桜木町、須磨寺町、高倉町、大黒町、戎町、大田町、寺田町、大池町、千歳町、常磐町、行平町、青葉町、鷹取町、古川町、小寺町、外浜町、北町、南町、月見山本町、稲葉町、松風町、村雨町、磯

馴町、衣掛町、若宮町、行幸町、天神町、須磨本町、須磨浦通、千守町、関守町、潮見台町

神戸市長田区房王寺町、重池町、大丸町、前原町、寺池町、片山町、大塚町、長田町、林山町、宮川町、西山町、宮丘町、高取山町1～2、上池田、池田広町、池田寺町、池田経町、池田新町、池田塩町、池田上町、蓮宮通、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、北町、御蔵通、菅原通、御船通、蓮池町、大道通、川西通、細田町、神楽町、長尾町、平和台町、大谷町、五位ノ池町、庄山町、山下町、戸崎通、西代通、御屋敷通、水笠通、松野通、梅ヶ香町、東尻池新町、東尻池町、浜添通、真野町、苜藻通、西尻池町、庄田町、駒栄町、若松町、大橋町、腕塚町、久保町、二葉町、日吉町、駒ヶ林町、野田町、海運町、本庄町、長楽町、浪松町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 事業所は、利用者に通所介護等サービス及び共生型生活介護の提供を行う際に、次の事項について留意するものとする。

1. サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項・利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。
2. 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - ① 始業前点検を十分に行う。
 - ② 利用者の状況に合わせた車輛移動を行う。
 - ③ 送迎中にも利用者の状況の変化に気をつける。
3. 運動器の機能向上サービスを利用する際の留意事項
 - ① バイタル等の確認

(緊急時における対処方法)

第10条

1. 従業者は、通所介護等サービス及び共生型生活介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他の事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
2. 利用者に対する通所介護等サービス及び共生型生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償保険を考慮に入れ誠意を持って対応する。

(非常災害対策)

第11条

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(共生型生活介護事業の主たる対象とする障害の種類)

第12条

共生型生活介護の主たる対象とする障害の種類は下記の通りとする。

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④難病患者等

(虐待防止に関する事項)

第13条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) すべての従業者に対する高齢者等の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (5) 虐待の防止のための指針を整備
- (6) 成年後見制度の利用支援

(身体拘束等の禁止)

第14条

- 1. 事業者は、通所介護等サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2. 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条

- 1. 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する通所介護等サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2. 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条

- 1. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じません。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

第17条

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約に条項を加える。
4. 事業所は通所介護等サービス及び共生型生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社REHA・LIBEROと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和6年4月1日改定。